

# 新エネルギー革命会会員規約

## (賛助会員)

### 第1章 総則

#### 第1条（名称）

本会は、新エネルギー革命会（以下「本会」という。）と称する。

#### 第2条（目的）

本会は、エネルギーインフラが激変するこれからの時代に、その構築・維持・発展に力を発揮できる人材を育成することを目的とする。

#### 第3条（活動・運営）

1. 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
  - (1) Webセミナーの開催
  - (2) その他第2条の目的を達成するために必要な活動
2. 本会の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、株式会社エナジービジョン（以下「会社」という。）が行う。

#### 第4条（所在地）

本会の事務局は、会社内（東京都千代田区岩本町1-9-3 池原ビル3階）に設置する。

### 第2章 会員

#### 第5条（会員制）

1. 本会は会員制とする。
2. 本会に入会するものは、会社が指定する申込書等の各種申請書類に正確な情報を記載しなければならない。

## **第6条（入会資格）**

本会の入会資格は、次のとおりとし、これらの項目すべてを満たす必要があるものとする。

- (1) 本規約に同意すること
- (2) 「新エネルギー革命会の理念」に賛同すること
- (3) 本会の指定する「申込書」を提出すること
- (4) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずるもの）とかかわりがないこと
- (5) 過去に本会より除名等の通告を受けていないこと
- (6) 本会のマーリングリストに投稿した内容について、会社による転記、再利用をあらかじめ許諾すること

## **第7条（賛助会員の権利及び義務等）**

1. 賛助会員は以下のサービスを受けることができる。
  - (1) 会員に対する商材アピールの場の提供を受ける
  - (2) 会員に対する営業行為の許諾
  - (3) 月に5回以上のWebセミナーへのライブ参加（参加費は無償、参加人数は制限なし、ライブ参加時質問可能）
  - (4) 新エネルギー革命会マーリングリストへの参加
  - (5) 新エネルギー革命会主催イベントへの参加（参加費は別途定める）
  - (6) 新エネルギー革命会共催イベントへの参加（参加費は別途定める）
  - (7) 会員専用サイト（動画ライブラリ含む）
2. 賛助会員は以下の会費を支払うものとする。なお、年一括払いの場合は、いかなる理由があつても返金はされないものとする。
  - ・平成28年7月30日までに入会した賛助会員  
月額1万5000円（税別）。但し、年一括払いの場合には、年額16万5000円（税別）。
  - ・平成28年8月1日以降に入会した賛助会員  
月額3万円（税別）。但し、年一括払いの場合には、年額33万円（税別）。
3. 賛助会員は、本会の承諾を得たうえで、「新エネルギー革命会」という名称を活用することができる。
4. その他の賛助会員の権利及び義務は、本規約に定めるもののほかは、細則に定めるところによる。

## **第8条（賛助会員の地位の譲渡）**

賛助会員の地位は、譲渡することができない。

## **第9条（秘密保持）**

1. 次に掲げる本会の秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、本会の許可なくいかなる

- 方法をもってしても、開示、遗漏してはならない。
- (1) 本会を通じて知ることになった会員の会社情報
  - (2) 本会から特に秘密として指定された情報
2. 会員が本会を退会することになった場合は、本会を退会した後においても、秘密情報を開示、遗漏してはならない。

### 第3章 入会、退会、除名

#### 第10条（入会）

賛助会員になろうとする者は、所定の申込用紙に必要事項を記載の上、入会申込手続きをしなければならない。

#### 第11条（届出内容変更手続）

1. 賛助会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行うものとする。
2. 賛助会員宛に通知を発する場合は、賛助会員から届出のあった連絡先に行うものとし、通知の発送をもって通知の効力を有するものとする。

#### 第12条（退会等）

1. 賛助会員が退会をしようとするときは、文書をもって本会に届け出なければならない。
2. 賛助会員は、次に掲げる事由によってその地位を喪失する。
  - (1) 退会
  - (2) 除名
  - (3) 死亡又は解散

#### 第13条（退会）

賛助会員は各月の5日までに、本会に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができる。

#### 第14条（除名等）

1. 本会は、賛助会員が次に掲げる事由に該当する場合、当該賛助会員を除名することができる。
  - (1) 本会の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき
  - (2) 本規約又は細則に違反したとき
  - (3) 本会の運営を妨害したとき
  - (4) 本会の名誉を傷つけ、又は第2条の目的に反する行為をしたとき
  - (5) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき

- (6) 本会入会後に入会資格を満たさないと認められたとき
- (7) その他本会が社会通念に照らし賛助会員としてふさわしくないと認めたとき

## 第4章 その他

### 第15条（解散）

- 1. 会社は、3ヶ月前の予告をすることにより、本会を解散することができる。
- 2. 解散の理由がやむを得ない事由による場合、前項の予告期間を短縮することができる。
- 3. 本会の解散の場合、会社は賛助会員に対して特別の補償は行わないものとする。

### 第16条（通知方法）

本規約に関する通知又は予告は、本会の所定の場所に掲示する方法により行い、これによりすべての賛助会員は予告を受けたものとみなす。

### 第17条（規約の改訂）

- 1. 会社は、本規約、細則その他本会の運営・管理に関する事項を改訂することができる。
- 2. 賛助会員は、前項の改訂の効力が各賛助会員に及ぶことをあらかじめ承諾する。

### 第18条（事業年度）

本会の事業年度は毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わるものとする。

## 第5章 附則

- 1. この規約は、平成26年6月1日から施行する。
- 2. 平成27年10月9日に、第7条第1項を変更した。
- 3. 平成28年8月1日に、第7条第2項を変更した。
- 4. 平成28年12月9日に、第7条第3項を変更した。
- 5. 平成30年4月1日に、第1条、第3条第4項、第4条、第6条第2項・第3項、第7条第1項(5)・(6)・(7)、第7条第4項、第14条第2項(1)を変更した。
- 6. 令和2年5月13日に、第3条第1項、第7条第1項を変更した。
- 7. 令和2年10月6日に、第7条第1項を変更した。